

特集

秋田県における地域生活課題の解決に向けた官民のパートナーシップのさらなる強化へ

秋田県地域福祉推進委員会活動報告

本会では、市町村社会福祉協議会や社会福祉関係団体、各施設種別協議会の関係者、学識経験者、報道関係者等を委員とする「秋田県地域福祉推進委員会」(以下「推進委員会」)を設置しています。

推進委員会では、県民が抱える地域生活課題や、社会福祉事業の推進に関する課題について調査研究、情報共有などを行っています。

その中で、制度上の課題や行政の支援が不可欠な事項などについて、官民が一体となって解決するための協働の基盤づくりにも取り組んでいます。

※地域生活課題とは？

(社会福祉法第4条第3項より)

住民及び世帯が抱える、①福祉・介護・介護予防・保健医療・住まい・就労・教育に関する課題、②日常生活におけるあらゆる分野の活動への参加機会を妨げる様々な課題(地域社会からの孤立など)を言います。



秋田県地域福祉行政懇談会について

令和5年10月11日(水)、秋田市において、秋田県と推進委員会の共催により、「秋田県地域福祉行政懇談会」が開催されました。

これは、県と県内の社会福祉関係者・団体等が、福祉を取り巻く課題について意見交換や協議を行い、官民のパートナーシップの強化と秋田県における福祉のグランドデザインを描くことを目的としたもので、今回が初めての取組となります。

当日は2時間超にわたる意見交換が行われました。誌面の都合上内容を抜粋して紹介します。

災害福祉支援センターの設置に向けた検討について

秋田県社会福祉協議会



須田 常務理事

十 災害福祉支援センターについて

近年、自然災害が激甚化する傾向が顕著になるなかで、発災時の福祉支援の充実を図る必要性が高まっています。

今般の7月の大雨災害では、被害の規模が非常に大きかったことなどから、主に次のような点が十分でなかったという課題が浮き彫りとなりました。

- ① 在宅で福祉的支援を必要とする方や、復旧期の個別支援への対応
- ② 床板はがしなどの専門的・技術的な作業への対応
- ③ 社協における災害対応専従職員の配置
- ④ 被災した福祉施設の緊急対応・復旧などにおける連携や支援体制

こうした反省点に立ち、常設の機関として「災害福祉支援センター」の整備に向けて検討を行う

ていただきたいというものです。

災害福祉支援センターは、専従の職員が平常時には研修や訓練、福祉施設等のBCP策定支援や相互の連携支援などを行いながら、災害発生時には災害VCの設置支援や災害派遣福祉チーム(DWAT)等の活動による緊急対策から復旧期における災害ケースマネジメントまでを継続して行うことを想定したもので、現在、全国では5つの県で整備されています。

県からのコメント

県としても、今般の大雨災害を踏まえて、平時からの災害派遣福祉チームの組織・体制の整備、発災時の災害VCの運営、復旧期の災害ケースマネジメントの実施などを一体的に行う機能を有した組織が必要であるという認識は持っています。

既存事業の効果を検証し、防災担当部局とも協議しながら、災害福祉支援センターの設置に向けて研究を進めていきたいと考えています。

民生委員・児童委員と関係機関の情報共有のあり方と負担の軽減について  
秋田県民生児童委員協議会

**十 個人情報の共有のあり方**



民生委員・児童委員が活動を行ううえで、行政が持っている個人情報

報が提供されない場合があり、自分で情報を収集しなければならぬことから業務量も増え、負担感にもつながっています。

市町村によっても対応に差異があることから、ある程度統一して行政から民生委員に対する適切な個人情報提供がなされるような方策を検討いただきたいと思えます。

**県からのコメント**

民生委員・児童委員は民生委員法において守秘義務が課せられていることも踏まえ、行政関係者から活動に必要な個人情報の提供が適切になされるのが肝要です。

市町村民生児童委員協議会事務局担当者会議の場などで改めて周知するなど、さらなる情報の共有を進めたいと思います。

**十 担い手の確保**

秋田県には、現在約300名の欠員区域があります。民生委員が

いない区域は、隣接する区域を担当する委員がカバーしており、活動上の負担となっています。

県からは、欠員のある市町村への働きかけや、会社等に対する活動への理解促進の支援をいただければありがたいと思います。

**県からのコメント**

確かに担い手の確保は大きな課題だと捉えています。昨年度、改選期に合わせ、商工関係団体に対し、民生委員制度や活動への理解を図るための通知を发出しました。改選期に限らず、様々な機会を捉えながら、担い手の確保に向けて取り組みたいと考えています。

**秋田県社会福祉法人経営者協議会**

物価高騰及び職員の処遇向上を踏まえた介護・障害福祉サービス報酬改定について

**十 外的要因によるコスト増**



高騰や最低賃金の上昇などの外的要因によるコスト増

に対して、公定価格で経営している社会福祉施設は大変苦しい状況です。県単独の助成の検討や、国に対する適切な公定価格の見直し

についての要請をお願いします。

**県からのコメント**

県では、社会福祉施設に対する光熱費の助成や、福祉・介護職員の処遇を改善するための措置などを行ってきました。

県としても、地域において医療、介護、福祉等を担う人材を安定的に確保し、持続可能なサービスの提供を行っていくためには、抜本的な報酬改定等により、賃金の向上や物価高騰への対応を図ることが非常に重要だと考えており、国に対しても要望する予定となっています。

**十 福祉施設における人材確保**

福祉分野の人手不足は大変深刻な状況であり、とりわけ看護師の確保が難しく、福祉施設における有効な看護師の確保対策について検討いただきたいと思います。

**県からのコメント**

人材確保については待ったなしの状況であることは認識しており、これまでも様々な対応は行っていますが、人手不足を解決する特定の手というものはなく、地道に取組を続けていかなければならないと思っています。

**障害者の重度化・高齢化、医療ニーズの増大への対応方針について 秋田県知的障害者福祉協会**

**十 増大する医療ニーズへの対応**



障害福祉施設利用者者の重度化・高齢化に伴って医療ニーズのある

方が増え、現在の体制では対応が困難な面が出てきています。

施設でも訪問看護を活用できれば、各種医療行為やターミナルケアへの対応など、施設全体の機能強化につながる可能性が広がります。

医療保険適用や体制加算への算定などの制度の壁については国に対して働きかけるとともに、県としても独自の施策について御検討くださるようお願いいたします。

**県からのコメント**

県では障害のある子ども医療ニーズへの対応として、医療的ケア児への支援の充実について国に対して要望するなどの取組を行っています。

県としても重度化・高齢化、医療ニーズのある方への対応については非常に大きな課題と思っておりますので、様々な施策の中で取り組んでいきたいと思っています。

### 「グループホームの機能強化

重度化・高齢化に対応する日中サービス支援型のグループホームは、世話人の他に支援員を配置しなければならず、グループホーム自体が小規模であることもあって経営的に厳しい状況です。

重度化・高齢化が進んでいる実態を踏まえた秋田県独自の考え方が必要ではないかと考えています。

#### 県からのコメント

日中サービス支援型のグループホームは、施設整備や24時間対応ができる職員配置などの観点から事業所数が少なくなっています。

県としては社会福祉施設整備費補助事業の中で、日中サービス支援型のグループホームの優先度を高めることなどを検討しています。

過疎地域での保育機能の確保と  
新たな保育ニーズへの対応について

#### 秋田県保育協議会



大友会長

過疎地域では保育施設の閉園が続いており、今後法人合併の動き

### 「過疎地域の保育施設の確保

などもあり得るのではないかと考えています。県が積極的に調整役として仲介していただきながら、自治体に少なくとも一つずつは教育・保育施設を残していただきたいと思っています。

#### 県からのコメント

保育所・認定こども園等は、小中学校と同様に、地域を維持していくうえで欠かせないインフラの一つを担っているということは認識していますし、持続可能な形でその役割を果たせるよう、保育が提供できる体制づくりに取り組んでいく必要があると思っています。

令和6年度中に策定される市町村子ども・子育て支援事業計画の内容も踏まえながら、県としてどういった支援が必要かを考えていきたいと思えます。

### 「障害児保育の加配に対する補助

障害児保育の加配に対する補助は、秋田市の例では月10万円です。対象となる子どもに1対1で対応できるよう、人件費の不足分は法人から持ち出して保育士を加配しています。適切な保育を確保するための補助としては不十分です。

#### 県からのコメント

障害児に対応するための保育士

の加配にかかる補助の実態も踏まえ、地域の実情に応じた公定価格等の改正について、早期に実現するよう国に対して要望していききたいと思っています。

福祉サービス第三者評価事業の  
実施上の課題と今後の展望について

#### 秋田県社会福祉協議会

### 「第三者評価事業の課題



鈴木事務局長

本会が評価機関の一つとなっている福祉サービス第三者評価事業は、施設等からの受審料を基本的な財源としていますが、事業採算が全く取れておらず、受審料を引き上げることも受審施設の負担となるため現実的でない状況です。

また、この事業の担い手である調査者は、一定の経験や資格等を備えた方が研修を修了して登録されますが、審査にかかる業務量が多いうえ、採算上の問題から報酬も十分業務内容に見合っていないと、調査者の新規確保が困難となっています。

そうした背景から、調査者の調整や本会の職員体制にも限界が出てきており、受審の申し込みをお

断りせざるを得ない状況も出てきています。

特に、受審が義務となっている施設に対しては受審できる体制の担保が必要です。こうした諸課題について、推進機関である県としての考えをお聞かせください。

#### 県からのコメント

県としても、第三者評価事業については同様の認識を持っており、県内に3か所ある評価機関と連携を図りながら、研修会を開催して調査者の増加を図っています。

受審が義務化されている社会的養護施設からの受審の要請に因應するためには、それぞれの機関が安定的に事業を継続できる体制であることが重要と考えています。

この事業は全国的なものであることから、事業を持続的に推進するため、国の責任において評価機関が受けるメリットを強化することや、受審料の適切な水準の明確化などを国に要望していききたいと思えます。

大変有意義な内容でしたが、どのテーマにおいても団体の要望に対して県が回答する形式となる傾向がありました。今後は、懇談会をさらに意義深いものにするため、テーマを絞って進捗を工夫するなどしながら取組を継続していきます。

懇談会の詳しい内容はホームページにも掲載しています。

